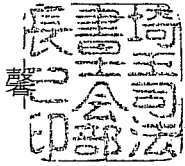


埼玉司法書士会
総務部
平成20年5月9日

会 員 各 位

埼玉司法書士会
総務部長 平野



本人確認事務等に関する全国銀行協会との
協議経過等について（お知らせ）

新緑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について日本司法書士会連合会(以下、「日司連」という。)会長から単位会会長に別紙1のとおり要請がありました。これは主として本人確認等に関する会則改正が未了の単位会に向け、会則改正を要請する内容のものです。合わせて法務省担当者の立会の下に行われていた日司連と全国銀行協会(以下、「全銀協」という。)の協議が、別紙2「登記事務における本人確認事務等についてのQ&A(金融機関用)案」(本年4月10、11日の第1回会長会資料)のとおりほぼ整い、近く全銀協から全国の銀行に通知される予定であること、また、日司連から地方銀行協会、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関の全国組織に協力依頼を行い、本人確認等の事務取扱いが全国一様のものとなるよう各単位会を通して各会員若しくは地域の金融機関に周知を要請する内容となっておりますので、参考のため送付させていただきます。

なお、本月24日の定時総会に会員から当会会則を再改正する議案が提案されておりますが、その提案内容は、「本人確認等の取扱いを全国一様のもの」とする趣旨と大きく異なるものでありますので、良識ある御判断をお願いいたします。当会としては同議案については支持できません。

日司発第134号

平成20年5月1日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会

会長 佐藤 純 通

本人確認等に関する事務対応について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本人確認等に関する会則改正につきましては、今日現在38の司法書士会で決議をいただき、順次法務省の認可がなされている状況です。

懸案でありました全国銀行協会（以下「全銀協」という。）との本人確認等の厳格化に伴う事務取扱の協議につきましては、先般の第1回会長会（4月10.11日開催）において説明させていただきましたように、「Q&A案（資料配布済）」の内容にて概ね合意しております。

これにより、連休明けにも、全銀協から全国の銀行に通知がなされる予定であり、連合会としても、司法書士会を通じ会員に周知させていただく予定にしております。また、全国の司法書士会におかれましても、これにより、地域の金融機関への具体的な説明を行なっていただくよう依頼させていただく予定にしております。

さらに、連合会としては、地方銀行協会・信用金庫・信用組合・農協等の金融機関の全国組織に対しても、全銀協との合意内容に基づく本人確認等に関する事務取扱について周知いただくよう協力をお願いして参る所存です。

また、会則上の本人確認等ならびに犯罪収益移転防止法についてのQ&A等をまとめ、冊子にして近く貴会を通じて全会員に配布する予定です。

つきましては、全国各地での本人確認等に関する事務取扱が一様なものとなりますように、貴会におかれましても早急に（できれば今年度貴会定時総会において）会則改正の決議をしていただきたくお願い申し上げる次第です。

なお、会則改正の総会日程が決まっている司法書士会におかれましても、連合会事務局（担当：清水）までその旨ご連絡くださるようお願いいたします。

